

諮詢書

佐市教委社教第121号
平成28年7月19日

佐賀市個人情報保護審査会

会長 村上英明様

佐賀市教育長 東島 正明



佐賀市個人情報保護条例第7条第2項第6号の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

1 諒問事項

佐賀市青少年センターへの監視カメラ設置に伴う個人情報の本人以外からの収集について

2 諒問理由

青少年センターで活動する青少年等の安全確認、犯罪防止等のために施設内に監視カメラを設置しモニタリング及び録画を行うため。

3 設置者（管理者）

教育委員会 社会教育部 社会教育課

4 設置時期

平成28年10月1日（予定）

5 監視カメラの概要

(1) 設置場所

佐賀市青少年センター

（佐賀市松原二丁目2番27号 佐賀バルーンミュージアム3階）

(2) 設置台数

6台

(3) 積動時間

常時稼動

(4) 揭示

監視カメラ設置場所に、監視カメラが作動中であることを明記した表示板を掲示する。

(5) 記録装置

青少年センター事務室に記録装置（以下「レコーダー」という。）を設置する。

(6) 画像データの記録方法及び保存期間

- ・撮影画像は、10日間レコーダーに保存する。
- ・保存期間を経過した画像データは、新しいデータを上書き記録することで完全消去する。

(7) 管理者及び取扱者の指定

社会教育課長を監視カメラ管理者に、社会教育課職員の中から、社会教育課長が指名した者を監視カメラ取扱者に指定し、監視カメラ及び画像データの適正な管理に努める。

(8) レコーダーの保管

- ・レコーダーは、青少年センター事務室に設置し、ラックに鍵をかけて収納する。
- ・ラックの鍵の管理は取扱者が行い、その使用状況を鍵使用管理簿に記録する。
- ・ラックの鍵は、青少年センター事務室内にある金庫に収納する。

6 画像データの提供

画像データの提供は、佐賀市個人情報保護条例及び佐賀市青少年センター監視カメラ運用基準に基づき取り扱う。

具体的には、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく捜査機関からの照会に対し回答する場合や、同法第239条第2項の規定に基づき告発を行う場合などが考えられる。

なお、提供にあたっては、その目的を特定できる範囲のデータを限定し、何らかの外部記録媒体に複写した上で提供するとともに、提供先に対し、記録データの複写禁止、不要になった際の記録媒体の返却の条件を付すものとする。

なお、提供にあたっては、その目的を特定できる範囲のデータを限定し、何らかの外部記録媒体に複写した上で提供するとともに、提供先に対し、記録データの複写禁止、不要になった際の記録媒体の返却の条件を付すものとする。

佐賀市青少年センター監視カメラ運用基準

(目的)

第1条 この運用基準は、佐賀市青少年センター（以下「青少年センター」という。）の利用者の安全確認、犯罪防止等を目的として設置する監視カメラ（以下「監視カメラ」という。）及びこれにより記録された画像情報（以下「画像データ」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定める。

(監視カメラの設置)

第2条 監視カメラを、青少年センター内に設置する。

- 2 監視カメラを設置した場所には、監視カメラが作動中である旨の表示をするものとする。
- 3 監視カメラは、常時撮影し、及び画像データを記録するものとする。

(監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者)

第3条 監視カメラの適正な運用及び管理を図るため、監視カメラ管理者（以下「管理者」という。）及び監視カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

- 2 管理者は、社会教育課長とする。
- 3 取扱者は、社会教育課職員の中から、管理者が指名する。
- 4 管理者は、取扱者にこの基準を遵守させなければならない。
- 5 取扱者は、この基準を遵守し、監視カメラ及び画像データの適正な取り扱いに努めなければならない。

(画像データの取り扱い)

第4条 監視カメラに記録された画像データは、保存専用のハードディスクに10日間記録する。

- 2 前項のハードディスクを収納するラックを青少年センター事務室に設置する。
- 3 前項のラックは、常に施錠された状態におかなければならない。
- 4 撮影後10日を経過した画像データは、順次新しい画像データを上書きし、及び保存することにより、完全消去する。
- 5 第1項及び前項の規定に関わらず、青少年センターにおいて犯罪等の非常事態が発生した場合において、当該非常事態の原因等を特定するにあたって必要があるとき、当該非常事態が発生したときに撮影された画像データ（次項において「非常時のデータ」という。）は、撮影後10日を経過した後も保存されなければならない。
- 6 前項に規定する非常時のデータについて、撮影後10日を経過した後の保存の判断は、管理者が行う。
- 7 画像データは撮影時の状態で保存するものとし、加工してはならない。

(画像データの提供等の制限)

第5条 画像データは、法令等又は佐賀市個人情報保護条例（平成17年佐賀市条例第20号）の規定に基づく場合を除くほか、管理者及び取扱者以外の者に貸与又は複写提供をしてはならない。

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、監視カメラの設置及び運用に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この基準は平成28年10月1日から施工する。

◎青少年センター部分（3階）

